



保育を必要とする要件とは



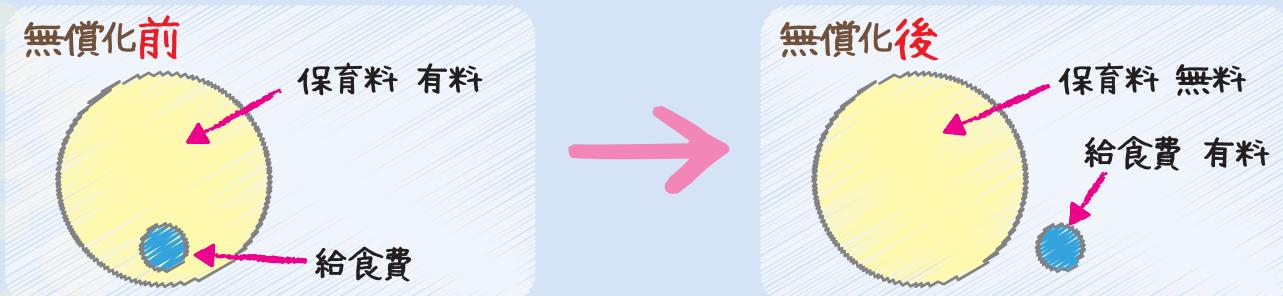
保育を必要とする要件とは、次のいずれかに該当することを指します。

要 件	条 件
就 労	月13日以上かつ1日4時間以上(休憩は含まない)の就労 ※正社員、パート、アルバイトなどは問いません
出 産	出産予定月を中心に前後2か月間、計5か月間のみ
疾 病	入院や通院加療、心身障害等
看護・介護	病気や障害等を持つ親族の看護・介護
就 学	学校教育法に規定された学校や職業訓練校に在学
育 児 休 業	育児休業を取得した場合 ※無償化の対象は産まれた子ではなく、在園中の上の子 ※期間は就労証明書に記載された期間 (最長は産まれた子が1歳になる年度の3月末まで)
求 職 活 動	2か月間のみ

保育園・認定こども園(保育園部分)の3~5歳児クラスに通園している方は、

給食費の取扱いが変更となります

- 給食費は今まで保育料に含まれていましたが、無償化後は保護者の実費負担となります。金額や支払方法については、施設によって異なります。
- 0~2歳児クラスの方は、これまでどおり保育料に給食費が含まれています。





よくある質問



質問

認可保育園に在園しています。保育料が無料となるために、何か手続きは必要ですか。

認可保育園に在園しています。無償化になったあとも、給食費は支払うと聞いたのですが、どうなるのですか？

幼稚園の入園料は無償化の対象となりますか。

保育要件を満たす場合は、申請をすれば幼稚園の預かり保育の利用料が無料となると聞いたのですが、正社員でなくても要件を満たしますか。

(例：週3日程度の
アルバイト)

幼稚園のプレスクール（満2歳児対象）の利用料は無償化の対象ですか。

今後、就労などの保育要件を満たさない場合、幼稚園の預かり保育は利用できなくなるのですか。



回答

公立幼稚園、認可保育園、認定こども園に在籍している場合は、保育料無料のための手続きはありません。しかし、私立幼稚園、認可外保育施設を利用している場合は、市役所へ申請が必要です。

認可保育園と認定こども園（保育園部分）の3～5歳児クラスの給食費は、今まで保育料に含まれていましたが、無償化後は保護者の実費負担となります。給食費の支払方法、金額については各園にお尋ねください。

幼稚園の入園料は月額換算した上で、月額保育料との合計25,700円までが、無償化の対象となります。ただし、認定こども園の入園料は無償化の対象なりません。

雇用形態は問いません。月13日以上かつ1日4時間以上の条件を満たしていれば保育要件の就労に該当します。保育要件の詳細は、5ページをご参照ください。また、預かり保育の利用料のすべてが無料にはなりません。

利用日数に日額単価450円を乗じて計算した支給限度額（上限1.13万円）と実際に支払った利用額を毎月に比較して、少ない方が補助額となります。

(例) 利用日数(15日) × 日額単価(450円) = 6,750円…A
預かり保育の利用料 8,000円…B
AとBを比較して少ない6,750円(A)が補助額

プレスクールは対象になりません。

これまでどおり利用できます。ただし、利用料は保護者負担となります。